

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 9 日

都道府県・大気汚染防止法政令市  
大気保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局  
大気環境課長

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策  
徹底マニュアルの訂正事項の更新について

建築物の解体等における石綿飛散防止対策については、日頃より格別のご  
尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月に環水大大発第2103312号通知にてお知らせしました「建  
築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニ  
ュアル（令和3年3月厚生労働省、環境省）」について、昨年11月11日に  
訂正事項の連絡を差し上げましたが、今般別添のとおり訂正事項を追加して  
訂正表を更新し、環境省ホームページに訂正情報を掲載しましたので、お知  
らせいたします。

引き続き、本マニュアルを参考に事業者への指導の徹底に努められるようお  
願いします。

※環境省ホームページ掲載先

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

環境省 水・大気環境局 大気環境課  
担当 石山・吉田・磯野  
電話：03-5521-8293（直通）  
E-mail：kanri-kankyo@env.go.jp